



# 島根県報

平成17年9月25日(日)  
号外第92号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 告示

職員の研修に関する事務の受託	(人事課)	1
字の名称の変更	(市町村課)	2
公平委員会の事務の受託	( " )	3
津和野町の人口	( " )	3

## 告示

### 島根県告示第1,000号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、次の規約により津和野町の職員の研修に関する事務を受託したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年9月25日

島根県知事 澄田信義

### 津和野町の職員の研修に関する事務の事務委託に関する規約

#### (委託事務の範囲)

第1条 津和野町(以下「甲」という。)は、職員の研修に関する事務の一部(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を島根県(以下「乙」という。)に委託する。

#### (経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、甲の負担とし、甲は、あらかじめこれを乙に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、知事が、毎年度町長と協議して定める。この場合において、知事は、あらかじめ当該年度の研修事務に係る予算書及び研修計画書を町長に送付しなければならない。

#### (予算の執行)

第3条 知事は、委託事務に係る収入及び支出については、甲の委託費と乙の職員の研修経費並びに甲以外の委託費を合算して、島根県歳入歳出予算に計上するものとする。

第4条 知事は、各年度において、前条の予算のうち委託費に残額を生じたときは、これを翌年度における甲の委託費に繰り越して使用するものとする。この場合において、知事は、当該予算に残額が生じた理由を付した計算書を、当該年度の納納閉鎖後速やかに町長に送付しなければならない。

#### (決算の場合の措置)

第5条 知事は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を告示したときは、同時に当該予算の研修事務に関する部分を町長に通知するものとする。

第6条 委託事務を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、知事がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

#### (連絡会議)

第7条 知事は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、島根県市長会、島根県町村会及び乙の関係職員をもって組織し、その運営に関して必要な事項は、別に定める。

( 規程等を改正した場合の措置 )

第8条 委託事務に適用される乙の規程等の全部若しくは一部が改正された場合には、知事は、速やかに当該規程等を甲に通知しなければならない。

附 則

この規約は、平成17年9月25日から施行する。

島根県告示第1,001号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、津和野町長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の名称の変更の効力は、平成17年9月25日から生ずる。

平成17年9月25日

島根県知事 澄 田 信 義

津和野町において字の名称を変更する区域

現 在 の 字 名	変 更 後 の 字 名
大字鷲原	鷲原
大字中座	中座
大字町田	町田
大字森村	森村
大字後田	後田
大字邑輝	邑輝
大字部栄	部栄
大字内美	内美
大字田二穂	田二穂
大字高峯	高峯
大字名賀	名賀
大字豊稼	豊稼
大字中山	中山
大字長福	長福
大字中川	中川
大字山下	山下
大字中曽野	中曽野
大字吹野	吹野
大字寺田	寺田
大字耕田	耕田
大字直地	直地
大字商人（平成17年9月24日において津和野町大字商人に属していた区域をいう。）	商人
大字笹山	笹山
大字左鐙	左鐙

大字日原	日原
大字瀧谷	瀧谷
大字相撲ヶ原	相撲ヶ原
大字須川	須川
大字瀧元	瀧元
大字枕瀬	枕瀬
大字河村	河村
大字池村	池村
大字商人（平成17年 9月24日において日原町大字商人に属していた区域をいう。）	商人
大字溪村	溪村
大字柳村	柳村
大字富田	富田
大字青原	青原
大字添谷	添谷

## 島根県告示第1,002号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、次の規約により津和野町の公平委員会の事務を受託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年 9月25日

島根県知事 澄 田 信 義

## 津和野町の公平委員会の事務委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、津和野町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を島根県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定による委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成17年 9月25日から施行する。

## 島根県告示第1,003号

平成17年 9月25日から鹿足郡津和野町及び同郡日原町を廃し、その区域をもって同郡津和野町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項の規定により津和野町の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9月25日

島根県知事 澄 田 信 義

津和野町 10,628人

